

令和8年4月1日

多古町長 様

〔住所〕は申請書の記載と同一としてください。

誓約書に署名をする前に、必ず内容を確認してください。

全ての項目について誓約することができる場合のみ、署名を行ってください。

住所(所在地) 多古町多古584

(団体名又は名称)

氏名(代表者氏名) 多古 たま子

誓約書

〔氏名〕は申請書の記載と同一の名前を自署してください。自署ができない場合は押印をしてください。

私は、多古町魅力活力にぎわい創出支援事業補助金の交付申請にあたり、次の事項について誓約します。

1. 補助金の申請年度内に創業を行うこと又は申請時に創業の日から6か月を経過しないこと。
2. 日本標準産業分類(令和5年総務省告示第256号)に定める産業のうち大分類I卸売業・小売業、M宿泊業・飲食サービス業、N生活関連サービス業・娯楽業、O教育、学習支援業、P医療、福祉その他これらに類する事業のうち、商業の振興、地域の活性化又はにぎわいの創出に寄与すると認められる事業を行うこと。
3. 創業後5年以上継続して事業を行うこと。
4. 事業所で1週間当たり20時間以上の営業を行うこと。
5. 許認可等が必要な業種の創業については、既に当該許認可等を受けていること又は創業の日までに許認可等を受けること。
6. 多古町商工会に加入していること又は事業開始後6か月後速やかに加入すること。
7. 多古町商工会が実施する創業相談を受け、適切な事業計画を有しているものとして、多古町商工会の推薦を得ていること。
8. 住所又は所在地の税等に滞納がないこと。
9. 多古町暴力団排除条例(平成24年多古町条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
10. 政治活動又は宗教活動を目的とする事業ではないこと。
11. フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業ではないこと。
12. 過去にこの補助金の適用を受けていないこと。
13. 設置する事業所が一時的利用に供するものでないこと。
14. 以上の事項に違反があったときは、速やかに町長に報告するとともに、多古町魅力活力にぎわい創出支援事業補助金交付要綱第15条の規定に基づく返還命令に従い、補助金を返還すること。